

研修実施機関の登録取消について

令和5年3月24日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

某団体（任意団体）について、次の理由により、令和5年1月24日付で実施機関登録（集合研修実施機関及びウェブ利用研修（集合研修即時配信）実施機関）を取消しました。実施機関の登録を取消された団体は、取消日より5年を過ぎなければ、再び実施機関登録の申請をすることができません。

1. 集合研修の受講者をウェブ利用研修（集合研修即時配信）の受講者に振り替えてPECSにアップロードし、それにより集合研修の受講者に不正な手段により単位の交付を行った。（実施要領第36条第1項（2）該当）
2. ウェブ利用研修の受講者にかかる記録の提出を求められた際、振り替えた受講者の記録を捏造して提出した。（実施要領第36条第1項（7）該当）

生涯学習は自己管理が原則であるため、研修実施機関、受講者の双方とも自律が求められます。結果的に単位が交付されることには変わりがなくとも、不正な方法によることは赦されません。ただし、今回の場合、受講者は不正にかかわっていませんので、単位は交付しています。

なお、今回の取消理由のほか、ウェブ利用研修における送信会場のスタッフを受講したとみなして単位を交付することや研修関連業務の根幹部分を他の団体等に委託することも実施要領に違反しますので、ご注意ください。